

平成 30 年 4 月 16 日

【件名】

入館方法の変更について

【本文】

在留邦人の皆様へ

警備小屋の移設に伴い、4 月 16 日（月）より当館への入館方法が変わります。同日以降、御来館される方は、以下の要領で御入館（退館）ください。

1 入館方法

- （1）警備小屋入口（道路側）のインターホンにて警備員に要件をお伝えください。
- （2）警備小屋入室後、身分証の確認とセキュリティ検査を実施します。
- （3）検査終了後、お荷物は全て備え付けのロッカー（鍵付き）に収納ください（ロッカーの鍵は警備員に渡すのではなく、お客様で管理願います。）。
- （4）警備小屋を通過し、大使館建物入口の受付にて入館証を発行します。

2 退館方法

- （1）大使館受付にて入館証を返納後、警備小屋入口（大使館側）のインターホンにて警備員に退館する旨をお伝えください。
- （2）ロッカーに収納したお荷物を取り出し、御退館ください。

以上